

## 第 8 回亀岡市新資料館構想策定委員会 要旨録

日時：平成 27 年 11 月 6 日（金） 14：00～16：00

場所：亀岡市文化資料館 3 階研修室

参加者：策定委員（50 音順、敬称略）

浅田勝彦・伊多波良雄・大野照文・加藤美智恵・関口征治・田中美賀子・

中井伸男・永光寛・西田めぐみ

欠席者：小林丈広・田中曜次・田中弥生・原田禎夫・船越卓

事務局：亀岡市教育委員会

社会教育課長：河原正浩

文化資料館長：黒川孝宏

文化資料館職員：土井孝則・八木めぐみ・石野道子・樋口隆久

上甲典子・鈴木亜香音

（株）日展：小川英樹・犬塚佳奈

傍聴者：1 名

次第：1 開会

2 協議項目

・資料館構想原案の作成にむけて

3 その他

・連続講座の開催報告（第 4 回の開催報告、第 5 回の案内）

・次回（第 9 回委員会）の日程について

4 閉会

## 1 開会

- ・出席委員（9名）欠席委員（5名）、本委員会開催は成立。
- ・委員会は公開とする。

## 2 協議項目

### ・資料館構想原案の作成にむけて

#### 館長

- ・12月8日にはほぼ成案を完成させる方向で、1月にパブリックコメント。それを受け議会、市長、教育長、教育委員会への報告があることを踏まえ、パブリックコメントとその回答を経て、3月には正式な成案を完成させるという流れで進行する。

#### 事務局

- ・新資料館構想原案策定に向けて、説明させていただく。基本的な項目は前回と変更なし。今回は前回の項目の箇条書きになっていた文言を、原案の形で文章にして紹介する。
- ・『はじめに』は前回なかった分で、報告書を作るにあたり、委員会の取り組みの様子を説明する必要がある項目を立てている。『1. 新資料館構想の取りまとめにあたって』。前回は2から始まったが、現状を考えた際、構想の取りまとめ、なぜ新資料館構想を今回やるかの説明が最初に必要なということで追加している。平成23年からスタートした第4次亀岡市総合計画に新資料館構想が明記されたことは、1つの大きなきっかけ。総合計画や亀岡市教育振興基本計画で謳われている「歴史・文化・自然を学ぶ拠点の整備」に対し、それらの実現がこの新資料館構想とつながることを書いている。今年度が第4次亀岡市総合計画でちょうど5年、前半部分が過ぎ、教育振興基本計画では前期4年の3年目となり、見直しの年にあたる。このような時期に亀岡市新資料館構想策定委員会を設置し、この2年をかけて新資料館のあり方について協議を重ねた。この新しい資料館に対する基本的な方向性を示したもの。
- ・『2. 新資料館の視点』、第4次亀岡市総合計画で目指す都市像と亀岡市の教育基本計画、教育振興基本計画の教育理念で、「ふるさと大好き かめおかつ子」と掲げている。さらに亀岡市の市民憲章にはふるさとの偉人として、石田梅岩、円山応挙に言及し、「歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります」が憲章のひとつとなっている。これら亀岡市行政との協力における重要な理念のなかに含まれているニーズに則り、「文化が織りなすまち、ふるさと大好きな子どもたちを育て、歴史と伝統を生か

すまちづくり」という文言に、新しい資料館に対する大きな理由を述べている。まさにそうしたまちづくり、人づくり、未来づくりの拠点、ふるさとの歴史・文化・自然を知り、先人の知恵を伝えるために、お互いの学びを高める場として生涯学習推進の重要な施設、新資料館整備構想の視点が不可欠と言える。さらに平成 26 年 5 月に亀岡市文化資料館友の会で提言書を作成していただいた。これは利用者として市民の立場から集い学べる資料館、夢と誇りを育てる資料館という目指すべき姿 10 項目の提言をいただいている。これらを市民協働による構想策定に参考すべき意見として反映する。市や亀岡市教育委員会の考え方だけではなく、昭和 60 年 11 月の開館以来、亀岡市の様々な分野の文化財に関して、収集、整備、調査研究、展示・普及の事業を実施してきた。特に貴重な文化財、次の世代に伝える数多くの歴史、民俗資料を保管している。しかし収集スペースが満杯な状況とともに、施設自体が 41 年を経過して老朽化も進んでいる。こういった文化財を維持管理する上で、危機的状況であることも考えていく。これまで収集保管してきた各種文化財をまちづくりに活用して関心を高め、これからも寄託や寄贈の増加が予想される資料群とともに、亀岡を特徴づける亀岡の宝物として次の世代へ伝えることが重要。

- ・ 3 番目に『新資料館の基本的な性格』。これも総合計画や教育振興基本計画など、連動した構想として、生涯学習都市・亀岡にふさわしい資料館の性格を考えた。第 1 に、国宝や重要文化財を展示できるよう、登録博物館や公開承認施設レベルの資料館を目指す。第 2 に「みんなでつくろう私の資料館」と掲げたふるさと亀岡を愛する心、ふるさと力を高めるため、市民による市民のための生涯学習実践の場として歩み続ける新資料館を目指す。第 3 に、資料館を拠点とした人々の交流の場としての「発信」。市民が参加・活用できる「協働」。郷土に親しめる施設づくり「体験」の三要素を大切にする。第 4 に新資料館は亀岡地域の宝物を守り伝えるための砦。守るために収集・保存と収蔵機能の充実を目指す。第 5 に新資料館は亀岡地域の歴史・文化に関する資料整理、調査、研究とその成果を具現化する資料を市民につなぐ情報基地。資料整備、展示、学習支援、資料閲覧室などの充実を目指す。第六に、建物は維持管理のしやすさも大切。機能性を重視し、親しみやすく入りやすい施設を目指す。こういった考えは中間報告書にも添付した。また、登録博物館、公開承認施設とは何か。登録博物館はある意味、信用の問題であるが、重要文化財等の公開に対して文化庁が承認をする、文化庁の承認を受けた施設として様々な制約、ルールがあり、それをクリアする。

- ・4番目に『新資料館の機能』。前回と順番を少し変えた。
- ・(1)に収集・保存活動。収蔵庫は考古、民俗、歴史資料など分野別に分け、資料の材質に応じて適切な温室の管理を行うことで、長く未来に資料を伝えていく役割を果たすことができる。ただ保存するだけでなく、受け入れた資料を展示などに適切に活用するため、資料調査、整理活動を継続して行う必要がある。また、歴史資料としての公文書の収集。歴史資料としての収集は現在行っていないが、今後亀岡市のあり様を後世に正しく伝えるために、歴史的公文書の収集保管機能は必要。しかし現在は、市役所からの移管受け入れなどに関しては、総務課などとの協議が前提で、当面は現在把握している旧役場文書や合併時の簿冊などの保管管理から始めることが良いと考えている。現在の収蔵庫に関する表自体は前回と変わっていないが、数字の部分が少し前回と変わっている。前回の会議で考古資料の量や保管場所の話、現在の考古資料をすべて、資料館の収納庫が引き受けるのか、という話が出ていた。千歳の収蔵庫に関しては収納庫が分かれており、1階部分はほぼ考古資料、2階が大型民具で埋まっているので1階部分の面積を削って2階の民俗資料部分だけの数字に書き直した。さらに本館内の廊下にも、実は考古資料が置いてあるが、この数字には反映はしていない。なぜ反映していないのかは、本館考古資料のうち博物館、資料館の収蔵庫が引き受けなくてもよい部分、展示に利用できない部分を引くと差引ゼロになるということで、数字的にはそのままにして、合計の数字は前回提示より少なくなり、今回 529.7 m<sup>2</sup>という数字になっている。
- ・機能(2)に展示学習支援活動を挙げた。常設展では最初に亀岡の特徴を理解してもらうための導入部分で、亀岡盆地の成立ちや地形の様子、アユモドキに代表される豊かな自然環境の特質など、自然分野の範囲も含めて説明。さらに古代から現代までの通史に関して、いくつか亀岡の特徴的な時代項目を中心に亀岡地域の歴史が概観できるようにする。さらに四季折々に行われる祭礼行事など、民俗行事についてもわかりやすく展示する。ただ常設展といえども、常に同じ展示のままでなく新たに文化財指定された資料群や収蔵品などがタイムリーに紹介できるように展示替えをしていきたい。さらに亀岡祭の懸装品、円山応挙作品など大型資料も展示できるように天井高も確保する。常設展、企画展、特別展、いずれも映像や音声ガイドなどを利用して、わかりやすさ、見やすさに配慮して、触る展示も積極的に行うことで、これまで以上に理解を深めてもらえるようにする。
- ・また学校連携では、現在は収蔵資料を持って学校を訪問する出前授業を数多く行ってい

るが、今後は館内の説明体験学習を行えるように、館内のエントランスや館外などに児童が集まることができる広い場所を確保したいと考えている。

- ・機能（3）に調査研究活動を挙げた。亀岡地域に関する古文書、行政資料などの諸資料を整理保管し、亀岡地域の情報拠点として位置づけ、図書コーナーを設置。今も少しあるが、きちんと図書コーナーを設置して利用しやすいようにしたい。また日常業務で資料館の問い合わせに対するレファレンス業務に関しても調査研究活動の1つに位置づけ、それらへの回答もしくはその調査を進めることによって、様々な成果を還元できると考える。さらに市民団体や外部団体との連携で、さらに活動の規模を広げる。
- ・5として『整備の考え方』。1つ目が設置形態で、単独館での新築と考える。これは先に基本的な性格で述べたように、登録博物館や公開承認施設を目指すにあたり、文化財の保護や管理による細かい規定がついている。そのため、たとえ複合施設として、ほかの文化施設や商業施設と一緒にあったとしても、博物館機能の施設として専用設備が求められ、ほかから隔離されていることが求められる。建物のデザインは入りやすさを挙げている。(2)立地条件に関しては、前回と特に変わりはない。文化庁が立地環境に望まれる形を提示しているので、参考にしなければいけない。
- ・整備の考え方の(3)は、施設構成を大きく3つに分けて考えた。1つは博物館の核となる専門的なスペース。もう1つが利用者と職員が共有できるとともに学ぶ場。最後がだれでも利用できる共用スペースと考えた。1つ目の専門的なスペースについて、収蔵庫、前室、挙げている部分に関しては前回と大きくは変わらない。現状で燻蒸室は公開承認施設でも使っていないとも聞くので、必ずしも必要であるというわけではない。トラックヤードや荷解き室は搬入の際に大事な部分。2番目として共学の間として図書室、レファレンスカウンター。ここに友の会と一緒に活動するスペースや会議室、研究室は職員の作業スペースでもある。3番目は、交流のスペースとしてエントランス、キッズコーナー。エントランスの一部を利用しても構わないと思うが、いろいろ子どもたちが楽しめるコーナーを考えたい。そして映像コーナーや休憩室、トイレ、授乳室と屋外広場。これらが必要であると考えている。
- ・6番、『新資料館の管理運営の考え方』。委員会の検討項目として管理運営を取り挙げて意見交換をし、考え方として示している。組織について、館長や学芸員は前回と変わらないが、今後の新資料館拡充事業のために、たとえば美術工芸部門の学芸員の人材確保が必要になると思われる。体制についても防災、防災の対応に必要な人数を考えなければ

ばならない。博物館法に拠った資料館協議会を設置することも必要。これらで企画運営面での幅広い視点や柔軟な発想、運営が可能と考えている。運営形態に関して資料館サイドとしては教育委員会の管轄、直営を考えている。また企画展示室や講演会会場などは一般への貸出はしない。ただ指定管理者、地方独立行政法人という直営ではない方法の経営、運営方法もあり、それを採用している施設もある。それぞれのメリット、デメリットについても今後議論を深めていきたい。

- ・最後 7 番目が『新資料館実現に向けての進め方』。今年度、第 4 次総合計画の前期計画の最終面にこの構想が確定となる。現在、第 4 次総合計画の後期 5 年分の計画案を市で策定している。それに対し、平成 32 年までに資料館としての事業目標値として新資料館構想、今年できる構想に基づく基本計画の策定を目標値として掲げている。もちろんまだ検討中の事項であるが、新資料館の早期実現を目指して具体的に進めていきたい。今後の具体的な対応としては、まず現有資料の保全、収蔵場所の確保と環境改善を考える。それとともに展示事業、調査研究活動の継続や、専門性をもった職員の配置も必要となる。それらの課題を検討して新資料館実現を積極的に進めるため、できれば 28 年度から資料館協議会を設置して、幅広い視点から新しい資料館事業を推進したい。

## 委員長

- ・我々副委員長、館長、こちらの職員の方と一緒に少し検討して、順番をいくつか変えている。1 が構想のとりまとめにあたって、なぜ今新資料館が必要かという視点を書き、それに亀岡市の様々な統計学等々との絡みを含めて新資料館の基本的な性格を踏まえるとこのような機能が必要であり、それを満たす様々な面積等々のことを考えた。収蔵・保存は、文化資料については、まずプライオリティーがあるということでも最初もってきている。これらの重要性を活かす様々な活動、展示、学習支援活動をしながら、それは資料の調査研究に裏づけられていないといけないということで、3 番にそれを置いた。
- ・それから整備の考え方。これは資料館から行政に様々なお願いに行くときには、ある程度の枠は持ってないと、複合施設のどこかに場所が空いているからなどの安易な考え方では本当の意味での亀岡の文化、教育・生涯学習の施設として使いにくい点をしっかりと書いておこうと。それから立地条件は、国や国民にとっても重要な文化財ということで、非常に抽象的であっても大切にするための立地条件を、文化庁で考えられていることも少し示している。また、施設の構成で、今までのことを踏まえて、専門的なスペース、

人づくりのスペース、まちづくりのスペースということで、いわゆる学芸員が責任をもって様々な活動、収蔵保全・研究を行っていくスペース。利用者と職員とが共有でき、活用をしていただく。この資料館の知恵を活用できるスペースと、さらに皆さんで使っていただけるようなスペースということで、まちづくりという観点で分けている。

- ・管理運営の考え方は様々あるが、いずれにしても重要なことは学芸員。その有無や人数が、実は資料館や博物館の質を決める。もちろんモノもだが、その価値をきちっと理解している人がいないといけないので、学芸員については少ししっかり書き込んでいます。運営形態も様々な考え方があるが、要するにポイントはせつかくある貴重なものを、瞬間的でなく永続的に維持管理し、それを活用できる形態として何がいいかということで、直営や指定管理者や独立法人を含めて前例のいいところをうまく取り入れながら、亀岡の文化資料館に最もふさわしいところを探していく観点で書いている。
- ・あとは新資料館実現に向けての進め方だが、ここもつまり新しいものを作るということ、できるまでの保全、現在も貴重な資料が収蔵されていることをなんとかさせていただきたいと考えている。友の会の提言書にも触れているので、やはり友の会の皆さんの知恵も拝借しながら、ご助言、ご支援いただくことも流れのなかで作っていくということがまとめだろう。これは当然、資料館として貴重な資料をどう保全していくかが、念頭に置いてある。これらが保全されていけば、様々な活動が広がっていくので、まずコアをしっかり書き込みたいという理念で作られたのだと考える。
- ・これまで皆さんにいろいろな意見をいただいているので、加えて知恵の肉づけをしていただくことが今日の目的。1番目は特に問題ないと思うので、2番目の新資料館の視点から始めながら、ご意見をいただければ。

## 委員

- ・2番（新資料館の視点）で、現在の資料館は技芸専門学校の跡を活用しているが、新資料館が本来の資料館のスタートとなるということで、これも市民に認識と理解をしてもらわないと。また新しいものを作るのだなと認識されないように、今の施設が本来の資料館としての施設でないことを説明することが大事だと思う。

## 委員長

- ・まさにそうだと考える。たまたまと言うと言葉は悪いが、そういう施設があつて資料の保全はできた。それを120%亀岡のために活用するためには、意見をいただいたようにいよいよ資料館を作る。そういう観点は必要。

## 委員

- ・「なぜ今資料館なのか」の後は、現状感嘆符だが、クエスチョンでは？

## 委員

- ・歴史上、偉人が亀岡たくさんいたということで、ここには石田梅岩と円山応挙という市民憲章に掲げられた2人が挙がっているが、東京や各地方で亀岡を紹介するときに1番反応があるのは明智光秀。で、この前東京で、国の方々、内閣府の方や企業に私どもの活動の紹介をしたとき、保津川下りに来られたことはあるか尋ねたら1人もいらっしやらなかった。しかし、明智光秀が本能寺の変のときに出陣したと言えば、みんなその一言を覚えている。それで明智光秀や足利尊氏のほうが、全国的に響くのではないかと最近実感しており、歴史上の人物も入れると亀岡の特色が出るかと考えている。

## 委員

- ・市民憲章になぜこの2人を入れているかは、やはり亀岡で生まれた人。石田梅岩もだが円山応挙に関しては亀岡の風土が彼の芸術性を育んだということで、活躍したのは亀岡ではないが、そういうことで市民憲章に入っているのだと思う。

## 委員

- ・生まれた人だけに限る必要はない。やはり地の利があったので選んだわけで。そうするところという人たちが亀岡を活用したということで、ここは非常に有益であり宣伝になる。使えるなら使うで良いと思う。

## 委員長

- ・ほかに2番目の『資料館の視点』で何か。

## 委員

- ・全体にも関係しているが、たとえば新資料館の整備の考え方では、設置形態などを決めつけている。そうすると、全部決まってしまう。設置形態でこんなふうに登録博物館を目指すと言ってしまうえば、事実上もう議論のしようがない。そうすると、この新資料館の視点のところも委員長が言ったように、貴重なものを収蔵して維持することが非常に色濃く出ている。要するに、既にこういうものを作ることを最初に宣言している。これを前提とすると、全体はもう決まってしまうって、レストランやカフェなども作ることはできない。

## 委員長

- ・それはまず、コアを作って。たとえば、京都の水族館の隣には梅小路蒸気機関車館（注：

現在閉館。平成 28 年春、京都鉄道博物館として開館）があり、その前に大きな広場がある。そこで日曜日にフリーマーケットが出たりする。そうすると、水族館は水族館で存在し、そこに多くの人が集う。たとえば亀岡に同じような場所があれば、周りに文化施設等がたくさん並ぶことも考えられる。いわば 1 つの大きなジグソーパズルを作るように、この資料館にカプセルをどうはめ込むかということだろうと理解している。それにはまるインターフェースは様々あると考えている。

#### 委員

- ・京都の例を言われたが、そこは梅小路に非常に集客能力があるから水族館も作り、京都ならではの自力があって可能になったと思う。それが亀岡にもあれば、新しい資料館を作ることを考えなくても、おそらくいろいろ施設等ができていた。でもそれはなかなか難しいので、館を中心にしてやっていくことになる。そうではなくアンケートやここを出た様々な議論で、全部集約するためにはどういう施設がいいのかボトムアップ方式で考えていく必要があるのではないかと。そうするともう少し書き換えが必要かと。

#### 委員長

- ・アンケート結果についてはわからないが、資料としてそれは反映される。で、そのなかからいくつかのキーワードを拾って、入れていくということと考えているが。

#### 委員

- ・新資料館の設置形態のところ、登録博物館や公開承認施設を目指すと書いてあるが、本当に目指すのであればロードマップを作って実現できることを示す必要がある。しかし、その道のりは相当険しい。そうすると将来的にカフェなどの開設を切り捨てるよりは、こちらを諦めて、市民の要望に沿うような施設を作る発想でいくべきではないかと。全部最初からということではなく、今まで議論してきたものを組み合わせれば。

#### 委員長

- ・そうとは思いますが、とにかく文化資料館のコアをしっかり作っていかないと、皆さんの夢が実現するための基盤が弱い。たとえば京都市では青少年科学センターで子どもたちが遊べる場所が作ってあるし、レストランやカフェテリア等も今は県立の博物館クラスでは多く存在している。ただ問題は採算性。青少年科学センターは結局ショップ等が撤退している側面もある。反面、テナント料を安くして地元のコーヒー店を誘致するなど、地域の力を借りられる可能性もある。今回のこの委員会については、まとめて次の役員にバトンタッチしていくが、次は文化庁がおっしゃる立地条件、亀岡市民のニーズ、具

体的には様々な人口構成、地域外から来られる方等の予測も含めて先ほど言われた通りのアセスメントをさらに進める方向にもっていければと考えている。現在のところは資料館のなかの議論なので、まずは資料館としてきちっとした成案を行政のさらに上に上げ、行政は亀岡市全体を考えるなかで、これは無理、これとこれを組み合わせて、など様々な意見をいただければ。そのためにも、まずはこれをコアとしてぶつけてみてはどうか。整備の考え方の3つのなかで、特にまちづくりに今おっしゃった部分をもう少し具体的に反映すればいいのではないか。

#### 委員

- ・この文化資料館の本当のコアは、文書だと思う。文書の多さは正確には忘れたが、講師のお話では全国的に見ても、5本の指に入る文書が亀岡にまだ残っているらしい。ここにはいろいろな方が集まって意見が膨らむのはいいが、やはり本当のコアを考えたときに、友の会の1人としては、資料館から出たような案がとても理解できる。収蔵庫をしっかりと守っていただけでは宝の持ち腐れで、だから付随して、学校の先生方が利用しやすいように、お子さん方に対しても、という委員の構成でやっているわけで。

#### 委員

- ・文書というよりは資料。民具、民俗資料、考古資料も、通常用語としては博物館資料という用語がある。そういう方向性がいいのではないか。
- ・私も個人的にはカフェがあったほうがいいと思うが、ご存知のように火を使ってはいけないのは博物館の決まりで電気でないとならない。そのリスクや実際にレストランの集客ができるかなどの懸念はあると思う。
- ・今は博物館の会議をしているので、博物館資料をどれだけどういう形で守っていくか、あるいは収集、保存、公開していくか。今委員長も言われたが、京都の水族館のように、基本的には文化施設をまとめてひとつのエリアを作り、いろいろな施設を単独で放りこんでいく。同じ建物のなかで分割していく。火やセキュリティの問題も出てくるので、資料を中心に保存していくことになる、厳しいかという印象は持っている。

#### 委員

- ・1番と2番の文は、どこかでこれを文章として冊子として出されるための叩き台という意味か。

#### 事務局

- ・出すための前提でももちろんこのままではない。今、そのためにいろいろ足すもの、引く

ものを教えていただければ。

#### 委員

- ・ 前回の会議で見せてもらった資料 2 のほうが、わかりやすかった。今回は文字が多く、ポイントが読み取りにくい。初見で見たときに言葉が入ってくるかどうかは大事だが、前回の資料はキーワードが整理されていて大変良かった。今回、どうしても欠かせない部分が盛り込まれていると思うので、それを加えた整理をしていただくほうがわかりやすい。特に新資料館の視点は、前回 3 つのポイントだけだったが、説明も含めていくつか増やしている。また 3 番目の性格も、前はフレーズが大変はっきりしていた。守る、収集、保存。利活用、展示、学習支援、伝える、調査、研究など、スッと心に入ってくるので、そこに地域活動のキーステーションという点などを加えればさらに良いのではないかと。

#### 館長

- ・ 基本的に基本構想の報告書なので、ある程度の文章が必要で、箇条書きで出すわけにいかない。出し方の工夫でたとえば最初にキーワードを掲げて、ポイントとしては 3 点。ただしそれをある程度成文化したものを、あまり長くならないよう要約した文章で説明していく。第 7 回の部分も当然生かしつつ文章化しているが、今回の文章にもご意見をいただきました。両方うまく活用した形でまた次回、提示をさせていただく。

#### 委員長

- ・ 見出しをつけたり、キーワードに下線を引いたりしながら、なるべく前のほうに主語を持ってくる形で文章を再構成すると短くなってわかりやすくなる。

#### 委員

- ・ 資料館の視点という点では前半がメインだと思うが、後半部分の「収蔵スペースが満杯状態であるとともに本施設自体が建設から 41 年経過して老朽化が進み」という文言の「看過できません」。実態ではあるがこの印象が大変強い。それで資料館を建てなければならないということが見えてしまう。どちらかと言えば、前半部分を押し出す形で、「亀岡の宝物として次の世代に伝えることがいかに重要であるか」という文言、「現状の文化財を保護してそれを後世に伝えていくために重要」ということを押し出すほうが、視点としてはよいのではと考えた。

#### 委員長

- ・ ではそこを、もう一工夫することに。

## 委員

- ・繰り返しになるが、言われたように収蔵物に関して、それを守るのは大前提だと思う。ただしこれを使って市民のハピネスをもう少し高めるような、期待を抱かせるものであってほしい。
- ・もう1つ、運営形態で市長部局の直営とある。教育委員会は当然やっていくだろうが、市長部局だとずいぶんいろいろと幅がある。琵琶湖博物館も知事部局でやっているの、運営形態のなかに市長部局の直営も少し考えてはどうかと。

## 委員

- ・資料に対する理解度が全然違うと思う。教育委員会の方は資料を集めるところから全部関与して、どういう価値のあるものか判断しておられる。

## 委員

- ・そう考えてしまうと、もう変わりようがない。

## 委員

- ・確かにそうだが、11 ページ交流スペースのキッズコーナーなどを膨らませる努力をしたら良いのでは？そういうところまで教育委員会がやるのではない方法もある。

## 委員

- ・博物館法と教育委員会との関係は？

## 館長

- ・博物館法における登録博物館、相当施設の場合は、京都府の教育委員会が管轄になる。

## 委員

- ・そういうことではなく公立の博物館施設直営の場合。であれば、教育委員会に帰属するという博物館法のなかに。

## 館長

- ・博物館法ではそうなっている。ただしそれは絶対条件ではなく、少し改正されて市長部局でも構わないが、博物館法では教育委員会サイドで管轄をすることが前提。あくまで博物館法に則って博物館を設置するのなら、教育委員会での管轄が一般的であるかと。

## 委員長

- ・博物館法に則ったある大学の事例を申し上げれば、あらゆる学部や研究科で研究されたものを大事に持ち寄って維持管理するにあたり、その段階では学部ごとにこちらが多く資料を出しているとか、あまり出してないからお金を払いたくないなど、様々な意見が

ある。なんでも中央集権化して総長におくのは瞬間的にはありがたい話。しかし総長の任期は六年に対して維持管理しなければならない標本の命は、本来永遠であるべきもの。市長部局や市長がいい悪いでなく、その都度、たとえば悪いが何か大きな災害があったときに市長部局が司るべきことと、教育委員会の関与がいいかというような、それぞれの所属部局のミッションのなかで、資料館がどう位置づけられていくかが大事である。

- ・知恵は世界の共有であるなら、日本のものをアメリカに送ってネットで閲覧すれば良いのか？いや、日本にあることが必要。まさに亀岡のものも、国のものだからということであれば、なぜ亀岡に置かなければならないのか。そのバランスをどう考えるか、どう判断されるかが重要だと考える。あとは博物館といえども生ものであり、すべての組織が大きくなり小さくなる、行政ではときどき変化がある。ただ、博物館は長く運営し続けなければならないというミッションを与えられているので、100年後も「よかったな」と思われるものでないといけない。そういう意味で教育、行政、町おこし、様々な社会、経済的な観点、それから NPO や、京都府の皆さんの知恵をお借りしている。

## 委員

- ・その地方か国かの議論は少し話を飛躍しすぎなので、ひとまず置いておくとして。大学の博物館の話が出たが、文科省はガバナンスをちゃんとしなさいと言っている。ここでガバナンスというその言葉が委員長から出ていないことが問題なのでは。災害が起こったときどうなるか。ガバナンスがはっきりしていれば、教育委員会の関与などを決めておける。その既存の法律の下で、今のような件をもう少し拡張して収蔵を中心にする。これしかない最終決定であれば仕方ないが、法律を少し変えるなどして市民を取り込める、誰でも来られるようにこの資料館を作る工夫が、もう少しあるのではないか。

## 委員

- ・私はこの構想案というものは骨子を決めるものであって、専門的なことについては本来この構想案のなかであるべきものと、今後検討して具体化していこうとする課題と 2 つに分けるべきと考える。今出た話は、あとの検討課題で策定委員会としてまとめるような整理の仕方をしていけばどうか。
- ・言いたいことが 2 点。1 つは整備のなかで、施設は人に優しい施設であるのが好ましいと、バリアフリーの話などもいろいろ出ていた。それらをこの中に文言で項目に入れてほしい。
- ・もう 1 点は、この構想を具体化していくなかで一例。生涯学習で有名な静岡県掛川市、

掛川城に植樹をする際、木製レンガを1枚あたりなんぼという形で、市民に参画してもらって基金を集めた例がある。この事業が補助事業になれば、施設の内容や規模などいろいろ限定される部分があると思う。それを超えて大きいものを作ろうと思うと、市が独自で財源を見出さねばならず、基金や借入などいろいろあるわけだが、そこへさらに市民の力。この事業を具体化する財源の一助とするため、より早く進めるためには市の内外にも呼びかけ、市民の盛り上がりによって大きな力が発揮できる。できればそういう項目を入れていただければ。上部、行政機関に対しても市民がここまで取り組んでいるというアピールもできるし、事業の採択もより早くなるのではないかと。

- ・最後に、この策定の考え方のなかで友の会の意見が提言され、いかされているし、また策定委員会の意見も出ている。私はさらに資料館の職員方が、新しい資料館を作るにあたって述べられてもいいと思う。それを来年、市民のパブリックコメントでまとめては。

#### 委員長

- ・バリアフリーについてはまさに言われた通り。以前視察した南山大学博物館のように、触る展示。触ってはいけない資料を触らせては批判が出るかもしれないが、その1つは行動。安全に移動できるバリアフリーと、一方でものを見たり、資料の価値を理解する上でバリアがあってはいけないという2つが大事だと考えている。それは反映したい。それから市民の皆さんの力は重要で、友の会の提言書は相当しっかりお考えいただいた質の高い見識。ということは、亀岡の皆さんが資料館について資金的意味合いで力添えいただけることは大いにありうることだと思う。それをどう上手く落とし込むか、それが報告書に入っていることは違和感のないことと理解している。職員の皆さんの意見も、私ももっと入れてほしいと館長に申し上げており、実は少し盛り込んではいる。

#### 館長

- ・前々回、委員長のほうから実際に資料館サイドとしての考え方、提示も含んでいる。円山応挙の大きな肖像（襖絵）が11月3日に金剛寺で展示された。あのような素晴らしい群仙図が1日だけではなく、定期的に公開という希望があると思う。
- ・国の重要文化財が見られる規模の展示室を踏まえて考えれば、ある面単独館でかつ登録館、公開承認施設また博物館でないと、重要文化財である応挙の絵は今の段階では展示できないのが現状。こういった館としての考え方のこの項目は前回のキーワードに出しており、また各委員からの意見も踏まえて、職員も新たに加えてきた。12月8日には今日いただいたご意見を踏まえ、また原案を提出させていただきたい。

## 委員長

- ・それから、13 ページの運営形態の下を見ると、企画展示室を貸さないのは良いとしても、「講演会場などの一般への貸し出しはしない」という書き方はちょっときついかと。

## 委員

- ・3 ページの基本的な性格に、「地域活動のキーステーションに人と人をつなぐ」という項目が入っている。対して 10 ページの施設の構成で「③誰でも利用できる交流のスペース（まちづくりの場）」と入っており、委員長が言われた一般への貸し出しがないのは、どういう利用をしてもらって、貸し出しはなしにしているのかと。

## 館長

- ・このあたりの文言に少し統一性がないということだが、基本的な意思としては、一般というのは、ただ資料館にあまり関係ない団体が何かの会合で使いたいなど、そういうニュアンスでの一般という言い方。たとえば、文化財めぐりをする文化を守る会の皆さんが展示を見学して、そのあと学芸員に亀岡について話してほしいという場合、歴史文化、自然、環境という大きな枠組みのなかで団体や NPO の皆さんが交流の場として、またはうちのスタッフが積極的に関わって話や案内をするといったケースは利用を認めている。誤解を招く表現だったので、訂正させていただきたい。

## 委員

- ・それでは、友の会に準じた団体には貸し出しはする、ということになるのか？

## 館長

- ・そうではなく、基本的に友の会は館の支援団体という側面があるが、決して友の会に準じていないからというのではなく、あくまでも館のそういう事業と連携が取れる、または依頼があるとか、内容的に亀岡の歴史文化等に関わって場を利用したい、または展示の説明をしてほしいなどの団体、市民であれば交流の場にもなるということで。ただ資料館の規模によっては、貸し出しも必要、という議論が検討委員会、構成委員会のなかで出るのであれば、それも委員会での意見として検討の余地がある。

## 委員

- ・先ほど委員長が言われたようにトップダウン的な判断で随時変わるようなら、館長が変わればその基準が変わる可能性がないのか？という点がかかってくる。トップダウンは、一過性のものを進めるときは早いし、スムーズに行くと思うが、それを永続的に、継続的にやれるかとなってくると、いろいろな問題だらけになってくる場合がある。ある程

度、方向だけでも決めておかないとだめなのでは。

#### 委員

- ・私は館長の見解でいいと思う。文言だけ「この資料館事業の目的外」、外という表現するなどして貸し出さないという言葉にすれば。資料館の事業にふさわしいもの以外には、基本的には貸し出さない。それでいいのではないか。

#### 館長

- ・歴史、文化、自然、環境などに全く関係なく、総会に利用させてなどの依頼がたまにある。特に今、中央公民館が使用禁止になったこともあるので。展示を見学するなどのある程度の目的があれば、貸出しは可能。

#### 委員

- ・だから明文化するならするで、いわゆる誰か1人が判断するのではなくこういう部門でないと貸さないと謳っておかないと。知り合いだから貸すとか、そんな馬鹿な話はない。極論だが、そんなこと言い出したらルールがルールではなくなる。無秩序にやっていると例外が序々に崩していく。しっかり方向性は出しておいたほうがいいのではないか。

#### 委員

- ・貸し館制度は取らないという意味か。あとは要綱のようなものをきちっと作って、それに則って貸す、貸さないという話。

#### 委員

- ・一般で団体登録がなくても、たとえば亀岡。駅前がなぜいつまでも発展しないのか、それを昔から辿っていきこうとして、いろいろ資料を見、ああこういう歴史のなかから今ができたとわかる。じゃあどう変えるべきか、というふうにつながるので、資料はそういう活用方法が1番ベターだと考えている。

#### 委員

- ・おかしいのは、この運営形態の議論。それはやはりその設置形態の前にこういった議論をするか、同時にするか。結局、先に設置形態を議論して機能を決めると形態そのものが規定される可能性がある。設置形態をオープンにすると、機能もいろいろ考えられる。その結果、再度与えられた設置形態で機能が活かされるためには、どういうものかという議論があると思う。要するに最低限、設置形態、それから新資料館整備の考え方の中には、この運営形態の検討をやっておかないといけない。

#### 委員長

- ・教育関係での活用か。現実的な問題もいろいろあると思うが、つまり未来を作ろうという話。未来は子どもたちが担ってくれるところなので、そのへん、ご意見があれば。

#### 委員

- ・7ページの機能の調査研究活動のところ。学校、校内では調べ学習は、学校の図書室の利用かインターネットを活用する形になるが、亀岡市はネット制限もあり、活動範囲が限定されている。資料館等に来て、資料を閲覧させていただくことができれば、非常にありがたい。ただ小学生なので、資料を見てもなかなかわからない。ここに来て短時間で書いてあることを理解するのは難しく、学校であれば図書コーナーで資料等必要な箇所をコピー可能にするなど、できるようにならないか。あと、3ページの基本的な性格の第3のところ、資料館としても、学校での体験活動というのを重視した構想を挙げられている。このような充実は非常にありがたいが、この資料館だけではなく、出前授業やほかの屋外活動、そういったところでも体験活動ができるのでは。
- ・また12ページの組織についても、学芸員で「学校教育支援のコーディネート能力を持つ人材確保」と書いてあるが、そういった方との連携を密にしながら、いろいろな活動ができれば非常にありがたい。
- ・このあいだも学校が集まれる場所の確保という話があったが、イメージとしては、雨が降ったときも集まれる場所が必要で、単に屋外で広い場所があるだけではない。

#### 委員

- ・あえて付け加えるならば、トイレの充実を加えていただきたい。女子は時間がかかるし、短時間ではトイレ休憩が限られてくるので、特に女性用のトイレは男性よりも多いほうがいい。また手洗場、トイレではなく洗面所もあってほしい。いろいろなものを触ってくるので、衛生面においても。

#### 委員長

- ・いくつかキーワードとして入れるとともに、次の委員会で具体的に教育委員会のもとで資料館として提供できるもの、逆に学校の先生方が資料館を活用したプロジェクトをしていただくとか、学芸員だけでなく、一緒になって試行錯誤していくと面白い。
- ・仮に近所の小学校、中学校と連携して、持ち帰りキットや貸し出しキットを作って1年くらいかかって少しずつ広めていく。10年後にはどこの学校でもみんな来てくれるなどの流れができていくといい。

#### 委員

- ・下の収蔵庫、この間考古資料について A、B のランキングで、ある程度必要という理解の話がされていたと思うが、廊下に置いている考古資料はもういらぬのか？資料館として預かる資料と、教育委員会文化財係で発掘された資料は、仕分けているのか。

#### 事務局

- ・今、ABCD とランクづけはしているが、基本的に教育委員会で調査したものを一応全部入れてキャパ一杯になってしまっており、一宮収蔵庫が確保できたので、ここ 2～3 年の分はそちらに入っている状況。仕分けしているわけではない。ただ、一般収蔵庫に入っているものは、本当に A ランクの展示に耐えうる重要なものを入れている。

#### 委員

- ・いずれにしても収蔵庫の 6 ページ、収蔵庫の合計が 529.77 m<sup>2</sup>と書いてあるが、これは間違いないか？考古資料も入れて、資料館として扱っている分。

#### 事務局

- ・仕分けをまだ文化財係のほうともしていないので、今後そのルールを作っていく必要がある。この 2 年間の策定委員会の結果を担当として感じているところ。

#### 委員

- ・これを急がないと、結局どれくらいの収蔵庫が必要なのか聞かれた場合に答えられない。たとえば今、まとめをし、いろいろなところで説明を行うが、収蔵庫は資料館でコアになる部分なので、収蔵庫がこれだけなら展示室もこれくらいの割合の平米数になる、とある程度導かれる。だからまず現在どれくらい収蔵されていて、これからどれくらい収集されるか？亀岡市は指定文化財、未指定文化財で、特にお寺などに置かれているものが非常に危険な状態。強制は当然できないとしても、話し合いでそういった地域にある文化財、指定文化財を資料館で預かる。これは当然ながら公立博物館としてやっていかなければならない。今それを放棄すれば、永遠に文化財がなくなることもありうる。たとえばこれの倍は必要、など。
- ・レストランや貸しスペースにしても、それは学芸員の数との関係のなかで、充足されていく。学芸員がいなければ、事業をしようとしても無理なので。
- ・先ほど明智光秀などの有名人がでたが、結局、展示に耐えうるもの。たとえば石田梅岩はどこまで展示に耐えうるか。切り口はあるとは思いますが、絵画や仏像は非常に人が好んで見に行くべきもの。そういう部分の学芸員の人数、あるいは学校との連携、それから収蔵庫の面積。これらをきちんと押さえないと、それ以上の計画には行き着かない。

- ・文化財係、教育委員会サイドで発掘したものの収蔵、保管に関して、資料館展示に関するものや調査研究に対する資料と混ぜるより、きちんと仕分けしたほうがいい。

#### 委員

- ・前回、カイコの飼育のことを発言させていただいた。今回、11ページの共学の場の文章に、大変丁寧に機織り機の設置を書いていた。共学の場で活動部屋は友の会の1番関与するところ。そこに「カイコ棚も設置できるようにしたい」と入っているが、前回の講座に来られた先生から、「どんな虫でも、虫が虫を呼ぶので資料館には厳禁」と話されていた。今年はカイコを各家庭で飼ってみて可能だという感触を得たが、ここにカイコ棚も設置できると付け加えてくださっているのは、いいのか悪いのか。

#### 委員

- ・最初のころにカイコは無理と言ったと思うが。基本的は絶対無理。カイコ棚がたとえばほかの建物外に作るというのであればあり得る。収蔵庫にカビが生えるなど、最も元凶になるものなので。これはお勧めできないと考えるが。これを挿入したのはいつ？

#### 事務局

- ・最初に書いたときに。もちろんよくないのは重々承知している。方策は考えないといけませんが、活動として明示しておきたい意図があったので、そのまま入れた。誤解を招いてしまったが。

#### 委員

- ・1番良いのは、たとえば昔の農家なり民家を博物館、資料館の隣ぐらいに移築して。そうすれば、その民俗文化財も展示できる。小学生も昔の暮らしで利用できる。どうしてもそこを膨らませていくなら、そういう方法もある。

#### 委員

- ・あと、資料館協議会はどういうものなのか。この資料館協議会ができるなら、この委員会の即時実行できる1番の成果ではないか。どういうメンバーで、など伺いたい。

#### 事務局

- ・今回、新資料館構想を考える委員会を2年間やってきて、この構想の策定を持って委員会が終わるが、それでは次につながらないと考えた。ただ来年度、いきなりその建設に向かって、何か具体的に計画が動かせるかと言えば、なかなかそうもいかない。新しい資料館に向かう道筋を資料館とともに協議できる場として、資料館協議会を持つ。今回、委員会で出た意見の実現のために、保全から始まる今の資料館をどうやってそこへ持つ

ていくかも知れずお話ができる。相談ができる場のイメージで、来年度からすぐにでも始められ、そのままつなげていけるのではないかと考えた。メンバーがどうこうまで、具体的なものではない

#### 委員

- ・これは教育委員会に答申する、諮問答申の形態ではない？協議会的な？

#### 事務局

- ・協議会。そうです。

#### 委員

- ・館長の諮問機関という感じになるか。14 ページのこの矢印は。なぜこんな矢印がついたのか。確認を。

#### 委員

- ・これをどういう性格にするかは、今言われたように諮問機関でいいと思う。ただ、たとえば運営形態の比較などを議論すれば、そこで資料館は効率性や有効性、市民の意見も入れなければいけない。そういうことがやはり必要である。
- ・制度的にはなかなか難しいので直営となった場合、オープンにするとか、効率性、有効性を担保するためには、ここにそういう機能を持たせることがこの協議会の機能を定めるためにも重要だということを、ぜひともお話ししたい。経営形態でぜひ一度検討を。

#### 事務局

- ・市長部局のほうへ。

#### 委員

- ・そうです。

#### 委員

- ・気持ちは大賛成だが、基本的には予算などいろいろなことで難しい。ただ、法律はいずれ変わるとは思う。

#### 委員

- ・資料館協議会の概要を決めるのはどの段階か？この委員会が終わってから決められる性質のものか、この委員会の最終で決めておくものか。

#### 委員

- ・普通は諮問機関。館長が決める。けれどこの運営委員会でこういう性格を持たせるべきという注文は可能ではないか。だからいろいろ注文したほうが。

## 館長

- ・今、亀岡市は財政的に新規事業に対して非常に厳しいと、財政課から説明があった。しかし2年間の協議をさらに続けていく意味でも、ある程度要求をしていかなければいけない。そのとき1つの大きなバックボーンとして、新資料館構想策定委員会の第7章における今後の進め方として、「資料館協議会を設置していくべき」との文言が書いてあることを受け、実現を考えていくことになる。

## 委員

- ・構想の次は実施計画の委員会ができるのかと思っていた。この協議委員会のなかに、「建設」という言葉を入れ、取り組んでいく、建設していくという意思を見せたい。もし市長が替われば、この資料館の順位が上に位置づけられるかわからない。そういう可能性をこれから具体的にしていけないといけない。私はこの協議会でも、建設、実施計画をまとめる協議会の意思表示をして、教育長や市長にも具体的に説明し、新たな取り組みの形を作っていく。そのために、名称や考え方も含めて必要ではないかと。

## 委員長

- ・この、現存の会も協議も必要だが、建設のニュアンスも欲しい。言われる通り。

## 館長

- ・ただ第4次総合計画で、後期5年に向けて最初に基本計画があって、実施計画があるということで、実施計画にひとつ跳びに動くことが現実問題として難しいと考えている。建設の言葉を入れること自体は、この委員会での意見ということだが。具体的な建設に向け、すぐに何か動き出すことはこの1、2年は難しい。それより厳しい現状を協議会で市民サイドも含めて積み上げていく。この後期5年のなかで、どこまで迫れるかを考えながら、見直しや委員会の意見等の部分が、上手く整合できるようなニュアンスは保ちたい。ここで建設、実施計画を作るとなると総合計画後期5年、行政サイドとこちらとの動きの関係がある。決して後退するのではなく、できあがった構想を現状のなかで、実現可能なら協議会をさらにレベルアップして、運営や組織作りを行うことも可能と考える。

## 委員長

- ・それでは時間になった。新たな市長から「どのぐらいの規模で作るのか」と尋ねられた時に、収蔵はこれぐらい、学芸員はこれぐらい必要、なぜなら収蔵や保全にはこれだけの人数が必要。学校教育の支援、博学連携はこのぐらい、市民やさらに広い広域との連

携がこれぐらいで、この程度のものを作りたい、というようなことはここから読み取れるような形にしておきたい。

#### 館長

- ・本構想の案ということで、次回にはキーワードを見出し、添付資料なども含めて、報告書の体裁を整える。また次回最終的に最終成案を決定するというので、日程等も含め、後ほど事務連絡させていただきたい。

### 3 その他

#### ・連続講座の開催報告（第4回の開催報告、第5回の案内）

##### 事務局

- ・それではそのほかの項目について、まず連続講座の報告。

10月18日に京都造形芸術大学伊達先生にお越しいただき、連続講座の第4回目『民具を残そう、身近な宝物』と題してお話いただいた。併せて当館からも文化資料館における民具の収蔵状況について解説し、最後に伊達先生の指導の下、参加者が実際に鍛冶道具などについて椿油を使って錆落としをしたり、桶にテグスを張ってタガがずれるのを防ぐ応急処置を体験した。

次回の連続講座については、11月21日に『文化財レスキュー、宝物を救え』と題し、古くなったり、災害で被害を受けた文化財への対応、また文化財を守り育てるための努力について紹介します。

#### ・次回（第9回委員会）の日程について

##### 事務局

- ・次に、次回の会議の日程については、12月8日の午後に第9回目の委員会を開催させていただきたい。時間は午後からということで。

##### 委員長

- ・3時からありがたいが。

##### 委員

- ・8日は別件がある。

##### 事務局

- ・8日は、12月初めの委員長の日程を確認した際の、空いている日。14日と次の週も提

示いただいているが、この構想を議会のほうにパブリックコメントに出す説明をする関係で、その日程等の絡みがある。

#### **委員**

- ・では、途中参加させていただく。

#### **事務局**

- ・それでは 12 月 8 日 3 時半から、次回第 9 回目の委員会をお願いしたい。  
これにて第 8 回新資料館構想策定委員会を終了。

## **4 閉会**